# 賃金･在職老齢年金･高年齢雇用継続給付金の併給調整試算　(2013年10月1日　改訂)

計算日 平成25年10月07日　(1/2 枚目)

社名【　　】　氏名【　　】様の計算

## Ⅰ. 賃金と在職老齢年金の併給調整

### 1、 前提になる条件

① 貴方の生年月日と性別　西暦 1937 年 7 月 3 日　性別 男　雇用保険 無

すると 2013/8/1 現在では、満 76 歳になられます

- 60歳以降、在職していなければ、満額の老齢厚生年金が支給される対象者です。
- 70歳以上で在職していますので、69歳と見なして併給調整します。

1937年4月2日以降生まれのため、併給調整計算をします。

② 併給調整計算は　西暦 2013 年 8 月 1 日から

③ 8 月の貴方の見込み賃金月額はいくらですか(全ての諸手当を含みます) ……> 349,000 円/月

(上記の賃金をもらうと、在職老齢年金や高年齢雇用継続給付金がどれだけ併給調整されるかを試算します)

④ 貴方の厚生年金標準賞与額はいくらでしたか? 計算月以前1年分を「標準賞与額決定通知」を基に、下欄へ入力して下さい

2012/8/1 ～ 2013/7/31 の間に支払われたものが対象です

賞与第1回目 0 円
賞与第2回目 0 円
賞与第3回目 0 円

⑤ 貴方の老齢厚生年金額(報酬比例部分＋定額部分)はいくらですか ……> ⑤年額 ＋ 1,954,200 円

⑥ 上記老齢厚生年金の内、定額部分(老齢基礎年金)のみではいくらですか ……> ⑥年額 ( 640,700 ) 円

⑦ 貴方が基金代行部分を受ける場合はその年金額はいくらですか ……> ⑦年額 ＋ 0 円

⑧ 貴方の加給年金額はいくらですか ……> ⑧年額 ＋ 393,200 円

⑨ 貴方の振替加算額はいくらですか ……> ⑨年額 ＋ 0 円

⑩ 貴方の経過的加算額はいくらですか ……> ⑩年額 ＋ 98,500 円

( 年金総額は、⑤+⑦+⑧+⑨+⑩ )　総 額 ＝ 2,445,900 円/年

### 2、 賃金との併給調整試算の結果、受け取る在職老齢年金額

(端数処理の関係で百円未満の金額が年金総額と一致しない場合があります)

年額では 2,445,900 円/年
月額では 203,825 円/月

注: 標準賞与額の決定時期その他事務処理上のﾀｲﾐﾝｸﾞずれによって、上記金額と一致しない場合があります。
又、年金額が変更(改定通知あり)になれば、当然上記金額とは一致しません。
尚、基金からの年金が支給停止となるか否かは、各基金の規約によりますので、ここでは判断できませんが、代行部分は厚生年金の扱いに含めています。

by:BHkn